

注 意 事 項 等

- 1 本書は、特別徴収の個人（市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤）した場合には提出いたる用紙です。提出期限は、該当の勤務先が異動した月の翌月10日までです。従業員等の住所変更の場合は、提出不要です。
- 2 機密扱いを取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。訂正する場合は二重線で抹消してください。
- 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		1	
受付印 6		整理番号			
向日 市町村長 令和 6 年 7 月 11 日 提出		〒 617-0000 向日市寺戸町中野○番地の○ △△(株)		課係氏名 担当 者 内線	
給与所得者 フリガナ 日向 ○○ 氏名 日向 ○○ 生年月日 元号 3 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 年 0 月 00 日 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 住所 向日市上植野町馬立○番地 1月1日現在 異動後		特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		異動年月日 令和 5 年 7 月 1 日	
		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 6 月分まで 10,000 円	
		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 110,000 円		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 8. その他の事由を右欄へ記入	
		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）					
新しい勤務先（特別徴収義務者） 〒 617 - XXXX 所在地 長岡京市天神○丁目○番○号 フリガナ 氏名 氏名 ○○ 電話番号 075-900-XXXX		特別徴収指定番号 2010XXXX 法人番号 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		新しい勤務先へは、 月割額 10,000 円 を 7 月分 （翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 ① 必要 ② 不要	
転勤先で特別徴収を継続する場合は「新しい勤務先（特別徴収義務者）」の欄に必要事項を記入してください。					
一括徴収する場合に記入してください。） らの申出があったため。 の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納期限）で納入します。					
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。） 番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。					
市町村処理欄					
A B C D E F					
G H I J K					